

帯市活第 1 3 9 号
令和 7 年 9 月 1 8 日

町内会長 各位

帯広市長 米沢 則寿
(市民福祉部地域福祉室市民活動課担当)

令和 7 年度 町内会自治活動費交付金等の申請について (再通知)

日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、町内会活動に役立てていただくための「町内会自治活動費交付金」と町内会が所有する防犯灯の維持管理のための「防犯灯維持費交付金」、さらに、チビッ子広場を維持管理する町内会には「チビッ子広場運営管理費交付金」を毎年交付しています。

本年度も令和 7 年 5 月 1 2 日付帯市活第 4 2 号にて、標記の関係書類を送付しておりますが、現在のところ貴町内会から申請がされておられません。

つきましては、下記のとおり改めて通知いたしますので、申請期限までにご提出ください。

なお、本状と行き違いに申請いただきました場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

記

1 申請期限

令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金) 1 7 時 3 0 分まで

※上記期限までの申請分については、1 1 月末のお支払い予定です。

2 申請先

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 (庁舎 3 階)

3 提出書類

(1) 交付申請書 (2) 請求書 (3) 委任状 ※別添で同封しています。

(4) 令和 7 年総会議案書等…町内会にて準備のうえご提出ください。

詳細は「提出書類」をご覧ください。

【お問い合わせ・申請先】

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1

帯広市 市民福祉部地域福祉室市民活動課(庁舎 3 階)

TEL0155-65-4130(直通)

担当 森下、鎌田

町内会各種交付金について

帯広市では、地域の安心安全を維持し、地域的課題の解決に向けた積極的な活動促進のため、町内会に対し次の3種類の交付金を交付しています。

町内会自治活動費交付金

会員の親睦、住みよい環境づくり、福祉の増進や地域の安心安全への対応などに取り組むための交付金です。地域的課題の解決を支援する目的の「町内会割」と、広報おびひろの配布など連絡事項の周知に係る経費を負担する目的の「世帯割」で算出しています。



町内会割

加入世帯数に応じて算出

町内会割の内訳	加入世帯数	交付金額(円)
	～ 4	1,000
	5 ～ 9	9,000
	10 ～ 29	12,000
	30 ～ 49	15,000
	50 ～ 99	18,000
	100 ～ 149	21,000
	150 ～ 199	24,000
	200 以上	27,000

世帯割

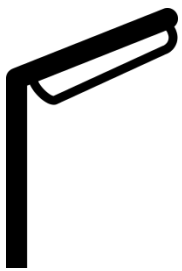
加入世帯数＋未加入世帯数 で算出

市内：1戸につき190円

農村：1戸につき480円

※農村地域でも、市街地を形成している場合は市内扱いとします。

防犯灯維持費交付金



夜間の交通安全、防犯等を図るため、防犯灯の維持管理に係る経費を助成する交付金です。

交付基準

水銀灯 40W への交付単価を上限とし、電気料金の年額を下記の交付率で交付。ただし、予算の範囲内。

- ①帯広市町内会連合会の防犯灯リース事業及び平成 27 年度以降に防犯灯設置費補助金で設置した LED 防犯灯 ⇒ **60%以内**
- ②上記以外の防犯灯 ⇒ **80%以内**

チビッ子広場運営管理費交付金



市が認可するチビッ子広場を維持管理する町内会に対して、**1か所につき 30,000 円** を交付します。

※チビッ子広場の管理等については、みどりの課（Tel65-4186）にお問い合わせください。

提出書類

令和7年
10月31日(金)
提出期限

☒ 提出書類チェックにご利用ください ※印は提出必須。

☐ 1 交付申請書※

交付申請書には、あらかじめ金額を記入しています。以下の項目を確認の上、提出をお願いいたします。

☐ 防犯灯の灯数 ⇒ 令和7年4月1日時点の防犯灯の数

※防犯灯数・機種・ワット数に相違がある場合は、交付金額が変更となりますので必ずご連絡ください。改めて申請書を送付いたします。

☐ 町内会の世帯数 ⇒ 役員届（令和7年4月15日時点提出分）で報告されている世帯数

☐ 2 請求書※ ≪要押印≫

☐ 会長氏名の右側と、「捨印」の枠内にそれぞれ代表者印を押印

- ・代表者印は、「〇〇町内会長（之）印」もしくは「会長の個人印」です。
- ・「〇〇町内会印」は、代表者印ではなく組織印ですので、使用できません。
- ・記載内容を訂正する場合は、修正液・テープを使わず、二重線を引き代表者印で訂正印を押してください。

☐ 受取方法（窓口払い・口座振替）のどちらかを選択してください。

（1）窓口払いの場合

☐ 実際に窓口を受け取りに来られる方の役職・氏名等を記入

- ・指定された受取人は、後日市から連絡する日以降に受け取りにお越しく下さい。

（2）口座振替の場合

☐ 金融機関名、口座名義人等を、通帳の記載どおり（省略不可）に記入

- ・通帳見開きの口座名義人が「〇〇チョウナイカイ」で終わっている場合は「〇〇町内会」までの記載で結構です。

☐ 3 令和7年総会議案書等※ ≪未提出の町内会のみ≫

交付金の活用状況を把握するため、町内会の総会議案書または令和6年度決算資料など、活動状況がわかる資料を提出してください。

役員届の提出時などに、既に議案書等を提出されている場合は、必要ありません。

※ 議案書や決算書を作成していない場合も、町内会の活動状況が分かる書類を必ず提出してください。

☐ 4 委任状 ≪必要な町内会のみ≫

以下の場合、委任状が必要となります。別紙の記入例を参照し、ご記入ください。

☐ 窓口払いで、受取人が町内会長以外の方の場合

☐ 口座振替で、口座名義人が町内会でない場合（〇〇町内会 会計 △△ の時は不要）

記載例 1

窓口払いで、受取人が町内会長以外の方の場合

請 求 書

帯広市長 米沢 則寿 様

令和 ××年××月××日



区 番 11 区 22 番
町内会名 ○○ 町内会
会長氏名 十勝 太郎
住 所 帯広市西5条南7丁目2番地
電話番号 12-3456

金 182,736 円

ただし、防犯灯維持費 ￥98,716円

町内会自治活動費 ￥54,020円

チビッ子広場運営管理費 ￥30,000円

《受取方法の指定》

い ず れ か を 指 定	☒ 市役所会計課 窓口払い (受取人)	役職名 庶務 氏名 帯広 花子 住 所 帯広市西5条南7丁目2番地 電話 (12) 5678
	☐ 口座振替 (口座名義人)	金融機関名 店名 本店・支店 口座番号 口座種別 普通・当座 (フリガナ) 口座名義人
	口座名義人又は窓口受取人が代表者と異なるときは、「委任状」を添付して下さい。	

- ※ 該当する欄口にレ点をし、必要事項を記入して下さい。
- ※ 口座名義人は、省略せずに通帳表面に記載のとおり記入して下さい。
- ※ ゆうちょ銀行をご利用の場合、店名・口座番号・口座種別は《他金融機関からの振込み用の 店名・口座番号・預金種目》を記入して下さい。

(例)

町内会長が「十勝 太郎」
受取人が「庶務 帯広 花子」の場合

①には、町内会長 十勝 太郎の印
※個人印もしくは町内会長印
(請求書2か所、委任状2か所)

②には、庶務 帯広 花子の印
(委任状2か所)

自治活動申請・請求

補佐	係長	主任	係

委 任 状

費及び防犯灯維持費、チビッ子広場運営管理費の
下記の通り代理人を定め、その権限を委任します。

令和 ××年××月××日

帯広市長 米沢 則寿 様

委 任 者
(町内会長)



区 番 11 区 22 番
町内会名 ○○ 町内会
会長氏名 十勝 太郎
住 所 帯広市西5条南7丁目2番地
電話番号 12-3456

受 任 者
(窓口での受領者
又は口座名義人)



役職名氏名 庶務 帯広 花子
住 所 帯広市西5条南7丁目2番地
電話番号 12-5678

捨印は、記載事項に不備や不足があった
際に「訂正印」の役割を果たすもので
ので、忘れずに押印をお願いします。

記載例 2

口座振替で、口座名義人が町内会名でない場合

帯広市長 米沢 則寿 様

請 求 書

令和 ××年××月××日



区 番 11 区 22 番
町内会名 ○○ 町内会
会長氏名 十勝 太郎
住 所 帯広市西5条南7丁目2番地
電話番号 12-3456

金 182,736 円

ただし、防犯灯維持費 ￥98,716 円
町内会自治活動費 ￥54,020 円
チビッ子広場運営管理費 ￥30,000 円

《受取方法の指定》

い ず れ か を 指 定	☐ 市役所会計課 窓口払い (受取人)	役職名 (フリガナ) 氏 名
		住 所 電話()
	☒ 口座振替 (口座名義人)	金融機関名 △△銀行 店名 ×× 本店・支店 口座番号 9876543 口座種別 普通・当座 (フリガナ) マルマル/ウシクミイ タイヒョウ トチ タロウ 口座名義人 ○○農事組合 代表 十勝 太郎
	口座名義人又は窓口受取人が代表者と異なるときは、「委任状」を添付して下さい。	

※ 該当する欄口にレ点をし、必要事項を記入して下さい。
※ 口座名義人は、省略せずに通帳表面に記載のとおり記入して下さい。
※ ゆうちょ銀行をご利用の場合、店名・口座番号・口座種別は
《他金融機関からの振込み用の 店名・口座番号・預金種目》を記入して下さい。

(例)

町内会長が「十勝 太郎」
口座名義人が
「○○農事組合 代表 十勝 太郎」の場合

①には、町内会長 十勝 太郎の印
※個人印もしくは町内会長印
(請求書2か所、委任状2か所)

②には、○○農事組合の代表者印もしくは
個人印 (委任状2か所)

自治活動申請・請求

課長補佐	係 長	主 任	係

委 任 状

自治活動費及び防犯灯維持費、チビッ子広場運営管理費の
により下記の通り代理人を定め、その権限を委任します。

令和 ××年××月××日

様

捨印は、記載事項に不備や不足があった
際に「訂正印」の役割を果たすもので
ので、忘れずに押印をお願いします。

通帳の表紙に「○○町内会 会計 ×
×××」と、会計の氏名が入ってい
ても、通帳見開きの口座名義人が「○○
チョウナイカイ」であれば委任状は必
要ありません。

通帳見開き

委 任 者
(町内会長)



区 番 11 区 22 番
町内会名 ○○ 町内会
会長氏名 十勝 太郎
住 所 帯広市西5条南7丁目2番地
電話番号 12-3456

受 任 者
(窓口での受領者
又は口座名義人)



○○農事組合
役職名氏名 代表 十勝 太郎
住 所 帯広市西5条南7丁目2番地
電話番号 12-5678

※農村部においては、町内会の会長と組合等の代表が同じ
場合がありますが、組織名が異なりますので、委任状が必
要となります。その場合、組合等の代表者名も町内会長と
同じ名前を記入し、押印してください。